

茨木市立男女共生センターの利用に係る登録団体に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立男女共生センター条例施行規則（平成11年茨木市規則第34号。以下「規則」という。）第10条に規定する茨木市立男女共生センター（以下「センター」という。）の関係団体としての登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の要件)

第2 センターの関係団体として登録できる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 男女共同参画社会の推進を目的とし、センターの設置目的に適合する活動を恒常的（活動実績が1年以上）に行っている団体であること。
- (2) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (3) 予算及び決算がある団体であること。
- (4) 営利、政治及び宗教的活動を目的としない団体であること。
- (5) スポーツ等の活動を主たる目的としない団体であること。
- (6) 趣味（お茶、お花、着付け等をいう。）の会等の活動を主たる目的としない団体であること。
- (7) 市内に活動の本拠を有している団体であること。
- (8) 市民又は市内に在勤し、若しくは在学している者が5人以上で構成され、かつ構成員の過半数を占めている団体であること。
- (9) センターで定期的に行われる登録団体連絡会に参加できる団体であること。
- (10) センターが実施する男女共同参画社会推進のための研修及び講座に参加する団体であること。

(登録申請の添付書類)

第3 規則第10条の規定による申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則又はこれらに準ずるもの
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 活動実績及び活動計画が分かる事業概要等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(登録)

第4 規則第10条の規定による申請があった場合は、第2に規定する団体に該当するかどうかを審査し、茨木市立男女共生センター登録団体名簿（様式第1号）に登録し、申請者に対し茨木市立男女共生センター団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第5 登録の有効期間は、市長が別に定める年度から起算して2年間とする。

2 前項の有効期間は、登録を受けたもの（以下「登録団体」という。）の申請によ

り更新することができる。

- 3 前項に規定する更新については、規則第10条並びに第3及び第4の規定を準用する。

(変更の届出)

第6 登録団体は、規則第10条の申請書又は第3の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに茨木市立男女共生センター団体登録変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第7 登録団体は、登録を廃止しようとするときは、茨木市立男女共生センター団体登録廃止届(様式第4号)により、その旨を市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録を廃止する。

- 3 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止するものとする。

(1) 第2に規定する団体に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により登録を受けたとき。

(3) 茨木市立男女共生センター条例(平成11年茨木市条例第14号)及び規則の規定に違反したと認められるとき。

(4) 第5第1項の有効期間が満了し、第5第2項の規定による更新がされなかったとき。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に茨木市立男女共生センターローズWAMの利用に係る関係団体(「男女共同参画社会推進団体」)登録の選定要件等についての取扱要領(平成11年10月1日実施)の規定によりなされた登録は、この要綱の相当規定によりなされた登録とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期間)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立男女共生センターの利用に係る登録団体に関する要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長 印

茨木市立男女共生センター団体登録通知書

年 月 日付けの茨木市立男女共生センターの利用に係る関係団体としての登録の申請については、審査の結果、貴団体を関係団体として登録団体名簿に登録しましたので通知します。

なお、次のことについて厳守してください。

- 1 登録後、申請書若しくは添付書類の記載事項に変更が生じた場合又は貴団体において、登録を廃止しようとする場合は、速やかに届け出てください。
- 2 登録の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までです。次の更新時期には、新たに申請の手続をしてください。
- 3 次の場合は、登録を廃止します。
 - (1) 登録団体としての要件を欠いていることが判明したとき。
 - (2) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしていることが判明したとき。
 - (3) 茨木市立男女共生センター条例及び茨木市立男女共生センター条例施行規則の規定に違反したとき。
 - (4) 更新時期に更新申請手続をしないとき。

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

茨木市立男女共生センター団体登録変更届

下記のとおり茨木市立男女共生センターの利用に係る団体登録の変更を届け出ます。

申請者	団体の名称	
	代表者名	
	所在地	電話 ー
変更内容		
変更理由		

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

茨木市立男女共生センター団体登録廃止届

下記のとおり茨木市立男女共生センターの利用に係る団体登録の廃止について届け出ます。

申請者	団体の名称	
	代表者名	
	所在地	電話 ー
廃止理由		